

伊達市原油価格・物価高騰対策 支援金のお知らせ

原油価格・物価高騰の影響を受けている伊達市内の中小企業者・小規模企業者、個人事業者の皆様に支援します。

申請期間

令和4年10月3日（月）～令和4年12月30日（金）

対象事業者

伊達市内に事業所等を有する中小企業者・小規模企業者又は個人事業者

※公共交通事業及び農林水産業を除く。

給付要件

令和4年9月1日以前から、伊達市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者であることなど

申請方法

原則郵送（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からご協力をお願いします）

※12月30日（金）消印有効

申請書配布窓口

- 伊達商工会議所（伊達市旭町24番地）
- 伊達市経済環境部商工観光課（伊達市役所第2庁舎2階）
- 伊達市大滝総合支所（伊達市大滝区本町85番地）

給付区分・給付金額

区分		給付金額	
公衆浴場	浴場面積	500㎡超	30万円
		500㎡以下	15万円
普通洗濯業	一般クリーニング所	中小企業	30万円
		小規模	20万円
		個人	10万円
運輸業	貨物トラック	中小企業	20万円
		小規模	10万円
		個人	5万円
		加算額(1台あたり)※1 3t以上:3万円 3t未満:2万円 軽貨物:1万円	
	観光バス	中小企業 ※1	20万円
		小規模 ※1	10万円
		加算額(1台当たり)※1 大型:3万円 中型:2万円 小型:1万円	
その他	中小企業	10万円	
	小規模	5万円	
	個人		
	加算額※1※2 市内に2店舗以上ある場合:5万円		

※1 加算額は運輸業とその他の区分で申請する事業者のみ適用となります。

※2 加算額（その他）は、下記の①と②の条件を満たす場合に対象となります。

なお、加算額の上限額は5万円です（3店舗以上あっても加算額は5万円となります。）

① 市内に2店舗以上を有し、かつ、営業を継続していること

② 各店舗に常時使用する従業員がいること（常時使用する従業員がいない店舗や倉庫等は含みません）

